

令和 5 年 10 月 24 日

太子町長 沖 汐 守 彦 様

太子町行財政審議会

会長 玉 田 純 造



特別職等の給料及び報酬の見直しについて（答申）

令和 5 年 10 月 18 日付け太総務第 837 号にて諮問のあった標記の件について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

特別職等の給料及び報酬については、平成 30 年 9 月開催の太子町行財政審議会答申に基づく改定により、平成 30 年度以降の見直しが行われているが、一定年数が経過したことを受け、現在の本町の財政状況及び社会経済情勢等を踏まえた上で、当該給料等の水準が適正であるかを検証する必要があるため、次のとおり審議を行った。

2 審議経過

本審議会では、事務局より提出された資料に基づいて慎重な審議を行った。

(1) 本町の財政状況及び社会経済情勢等による検証

本町の財政状況について、その判断の指標となる健全化判断比率を検証すると、令和 4 年度決算においては財政力指数が上昇しており、実質公債費比率については、庁舎建設にかかる起債が影響し、県下の平均よりも低く、将来負担比率は改善し県下の平均程度となっている。そのうえ、今後も老朽化施設の対応が必要であることから、これまで以上に計画的な財政運営が求められている。

今後の財政見通しについては、物価の高騰により不透明な部分が多く、歳出において増加を伴うことに留意が必要である。また、歳入の根幹である町税については、景気は緩やかに回復しているものの、税収への効果は不透明であり、大きな期待はできないことに加え、少子高齢化社会の進展に伴い、社会保障にかかる扶助費の増加と、高度経済成長期に建設された施設の更新経費の増加が見込まれる。

一方、社会経済情勢については、内閣府が公表した令和 5 年 9 月の月例経済報告において、個人消費の持ち直しや企業収益の改善により「景気は、緩やかに回復している。」とされており、先行きについ

ては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が期待されるが、海外景気の下振れが国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、金融資本市場の変動の影響など、今後の情勢に注視が必要である。

特別職等の職務は、複雑かつ高度で、多様化する行政需要の増加や、地方分権の進展に伴い益々重要となっているため、その職責に見合った給料及び報酬が必要と思われるが、現在の町の財政状況及び社会経済情勢から総合的に判断して、他団体の動向等との均衡を図るべきである。

一方、職員等の給与については、物価の高騰に対する賃上げが国主導で進められており、民間では給与の引き上げが進められていることから、他団体の動向を注視しながら優秀な人材の確保の観点から、他団体に遅れることなく適正な給与を維持すべきである。

#### (2) 町長、副町長及び教育長の給料月額について

令和5年4月1日現在、本町と県内類似団体3町（猪名川町、稲美町及び播磨町。以下「類似3町」という。）の町長、副町長及び教育長の給料月額を比較したところ、副町長及び教育長においては、本町が行っている時限的な減額措置をいずれの団体も行っておらず、町現行条例に規定する額について、類似3町を下回っている。

このことから、本来であれば、町長等の職責や、類似3町との均衡等に鑑み、現在の減額措置を廃止することも一考されるところであるが、町長の減額措置は選挙公約となっており、本審議会で審議する事項ではないと考える。また、副町長及び教育長の減額措置は町長の給料との均衡から現状を据え置き、減額期間については町長と同様に期間を設定することが適当であると考えている。

#### (3) 議員の報酬月額について

町長、副町長及び教育長と同様に類似3町の議長、副議長、議員の報酬月額と比較したところ、最も低い額となっていることから、類似3町との均衡に鑑み、適正な水準となるよう検討する必要があると考える。

#### (4) 非常勤特別職等の報酬額について

類似3町、近隣市及び近隣町、それぞれの比較単位で検証したところ、選挙管理委員会の委員に係る報酬額については、行政委員会の委員にも関わらず低い支給水準にあり、その均衡について検討する必要がある。また、選挙長等の開票に関わる者の報酬額については、額は適正であるものの支給単位について検討する必要があると考える。

上記以外の非常勤特別職等の報酬額については、各検証単位において均衡が図られていると考える。

(5) 一般職の給与について

町長、副町長及び教育長と同様に類似 3 町の一般職の給与等を検証したところ、一般職の給与については、全般的に低い水準となっている。

このことから、類似 3 町との均衡に鑑み、給料表及び管理職手当を現在の水準から引き上げることが適当であると考え。ただし、管理職手当については、類似 3 町のうち播磨町が突出しているため、播磨町を除く類似 2 町との均衡を図ることが適当であると考え。

また、初任給については、類似 3 町及び近隣市及び近隣町との比較により検証したところ、大卒及び短大卒の初任給を引き上げることが適当であると考え。

### 3 結論

(1) 町長、副町長及び教育長の給料月額について

町長、副町長及び教育長の給料月額については据え置き、副町長及び教育長の減額期間を町長と同様の期限に変更することが適当である。

(2) 議員の報酬月額について

類似 3 町との均衡に鑑み、現在の額から類似 3 町の平均程度の額に引き上げることを検討されたい。

(3) 非常勤特別職等の報酬額について

選挙管理委員会委員に係る報酬額については、行政委員会としての職責を鑑み、県下の町の状況を参考に、委員長については月額 12,000 円、委員については月額 10,000 円とすることを検討されたい。

また、選挙投票立会人等の報酬額の支払いについては、現在の月額のまま適切に対応されたい。  
なお、上記以外の非常勤特別職等の報酬額については、据え置くことが適当である。

(4) 一般職の給与について

給料表については、類似 3 町との均衡に鑑み、6 級制を 7 級制とし、管理職手当については、播磨町を除く類似 2 町との均衡に鑑み、現在の水準から類似 2 町の平均水準に引き上げることを検討されたい。

また、初任給については、大卒を 4 号給、短大卒を 2 号給引き上げることを検討されたい。

(5) 附帯意見

町長、副町長及び教育長の給料については、今後の社会経済情勢の動向や、行財政改革の推進に伴う財政状況の推移等を注視し、次年度以降についても、定期的な見直しを含めた検討を実施されたい。

また、議員の報酬月額の上引きについては、類似 3 町の定数や近年の他団体の状況を踏まえ、議会改革として定数削減を実施されたい。